

水道事業

水道のあゆみ

◆水道施設以前の水事情

会津若松地方の飲料水は、古来からさく井に頼るものが多く、その水量は、家庭用としては浅井戸で十分であったが、水質は良好なものが少なく、降雨が数日続くと、ほとんどの井戸で水質が変わるという状態であった。また、一部地域においては、鉄分を多く含み、すぐ枯渇するものもあり、このため湧水を導水して使用するものもあったが、その施設は不完全なものであった。

このようなことから、年々伝染病の発生も著しく、保健衛生・産業基盤の整備という観点からも水道の布設が強く望まれていた。

◆上水道の創設

官民あげての宿願であった上水道施設の工事は、大正13年12月市議会の議決を経て、大正15年5月に工事着手、昭和4年3月に完成し、同年4月に給水を開始した。

計画給水人口50,000人、1人1日最大給水量1110、1日最大給水量5,550 m^3 の能力をもつ滝沢浄水場は、水源として、北会津郡一箕村大字八幡地内にある会津電力株式会社第3発電所放水路の下流に取入室を設置し、分水を受け、量水井、貯水池（沈澱池）2池、ろ過池3池、配水池2池を設置し、配水池から口径510mm管2,766.9mを本管とし、市街地には、口径100mm～400mmの配水管41,774.5mを布設したものであった。

◆拡張事業等

創設以来10次にわたる拡張事業を実施してきた。

特に、昭和48年度から10ヶ年継続事業として着手した第7次拡張事業は、滝沢浄水場の浄水能力の増強と東山浄水場の新設で、1日最大給水量は79,500 m^3 と創設当時の14.3倍になった。

更に、昭和60年度から10ヶ年継続事業として着手した第8次拡張事業は、将来の水需要に対処するため、配水池や配水管網の整備を図り、併せて会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水（9,300 m^3 /日）に伴う受水池の設置、大戸町簡易水道の上水道への統合、東山浄水場の給水開始により、1日最大給水量は88,100 m^3 となり、平成7年3月に完成したところである。

10次拡張事業においては、隣接する湯川村簡易水道事業の水源（浅井戸）の水位が低下し、安定給水に不安があることから、関係機関と協議し、平成23

年4月より本市水道事業に統合した。これにより1日最大給水量は94,900 m^3 となった。

一方、老朽化した滝沢浄水場の全面改修が必要となっていたが、水需要は人口の減少や大口需要者の事業規模縮小、地下水への切り替えなどにより減少しており、将来も減少傾向となる見込みであった。このようなことから1日最大給水量を71,500 m^3 に縮小し、滝沢浄水場の施設能力も27,000 m^3 /日に施設の規模を縮小して更新する計画とし、平成26年3月に変更認可を得て同年4月に滝沢浄水場の更新整備事業に着手、平成30年3月に竣工し、同年4月1日に給水を開始した。

拡張事業の推移

◆創設及び拡張事業の推移

● 創設

・認可年月日	大正14年9月29日
・計画給水人口	50,000人
・計画1日最大給水量	5,550 m^3
・計画1人1日最大給水量	1110
・事業費	1,179千円
・主な水源	猪苗代湖
・起工	大正15年5月
・竣工	昭和4年3月

● 第1次拡張事業

・計画給水人口	50,000人
・計画1日最大給水量	5,550 m^3
・計画1人1日最大給水量	1110
・事業費	3千円
・主な水源	猪苗代湖
・起工	昭和7年9月
・竣工	昭和7年11月

● 第2次拡張事業

・認可年月日	昭和28年3月13日
・計画給水人口	60,000人
・計画1日最大給水量	12,000 m^3
・計画1人1日最大給水量	2000
・事業費	8,747千円
・主な水源	猪苗代湖
・起工	昭和28年10月
・竣工	昭和29年11月

● 第3次拡張事業

・認可年月日	昭和35年12月27日
・計画給水人口	85,800人
・計画1日最大給水量	26,200 m^3
・計画1人1日最大給水量	3000
・事業費	400,000千円

- ・主な水源 猪苗代湖
- ・起工 昭和36年10月
- ・竣工 昭和41年3月

● 第4次拡張事業

- ・計画給水人口 85,800人
- ・計画1日最大給水量 26,200m³
- ・計画1人1日最大給水量 300ℓ
- ・事業費 16,000千円
- ・主な水源 猪苗代湖
- ・起工 昭和43年2月
- ・竣工 昭和43年3月

● 第5次拡張事業

- ・計画給水人口 85,800人
- ・計画1日最大給水量 26,200m³
- ・計画1人1日最大給水量 300ℓ
- ・事業費 20,000千円
- ・主な水源 猪苗代湖
- ・起工 昭和44年1月
- ・竣工 昭和44年5月

● 第6次拡張事業

- ・認可年月日 昭和45年7月23日
- ・計画給水人口 95,500人
- ・計画1日最大給水量 38,200m³
- ・計画1人1日最大給水量 400ℓ
- ・事業費 280,000千円
- ・主な水源 猪苗代湖
- ・起工 昭和45年10月
- ・竣工 昭和47年3月

● 第7次拡張事業

- ・認可年月日 昭和48年3月31日
- ・認可年月日(変更) 昭和53年3月31日
- ・計画給水人口 138,600人
- ・計画1日最大給水量 79,500m³
- ・計画1人1日最大給水量 573ℓ
- ・事業費 8,096,300千円
- ・主な水源 猪苗代湖、東山ダム
- ・起工 昭和48年4月
- ・竣工 昭和58年4月

● 第8次拡張事業

- ・認可年月日 昭和59年11月20日
- ・計画給水人口 127,600人
- ・計画1日最大給水量 88,100m³
- ・計画1人1日最大給水量 690ℓ
- ・事業費 2,596,000千円
- ・主な水源 猪苗代湖、東山ダム
阿賀川(受水)
- ・起工 昭和60年4月

- ・竣工 平成7年3月

● 第8次拡張事業の1次変更

- ・認可年月日 平成10年8月26日
- ・計画給水人口 110,400人
- ・計画1日最大給水量 82,500m³
- ・計画1人1日最大給水量 747ℓ
- ・事業費 2,503,000千円
- ・主な水源 猪苗代湖、東山ダム
阿賀川、舟子沢
- ・起工 平成10年8月
- ・計画年次 平成19年3月

● 北会津村水道事業の全部譲受け

- ・譲受け年月日 平成16年11月1日
- ・計画給水人口 118,300人
- ・計画1日最大給水量 85,050m³
- ・計画1人1日最大給水量 719ℓ

● 河東町水道事業及び強清水簡易水道事業の全部譲受け

- ・譲受け年月日 平成17年11月1日
- ・計画給水人口 130,760人
- ・計画1日最大給水量 91,630m³
- ・計画1人1日最大給水量 701ℓ

● 第9次事業計画

- ・認可年月日 平成20年3月28日
- ・計画給水人口 122,260人
- ・計画1日最大給水量 91,660m³
- ・計画1人1日最大給水量 750ℓ

● 第10次拡張事業

- ・認可年月日 平成23年4月1日
- ・計画給水人口 125,960人
- ・計画1日最大給水量 94,900m³
- ・計画1人1日最大給水量 753ℓ

● 第10次拡張事業の1次変更

- ・認可年月日 平成26年3月28日
- ・計画給水人口 125,000人
- ・計画1日最大給水量 71,500m³
- ・計画1人1日最大給水量 573ℓ
- ・主な事業 滝沢浄水場の全面更新

上水道普及状況

◆上水道事業の推移

区分	4年度	3年度	2年度	
人口(人)	116,996	118,741	120,300	
給水人口(人)	110,335	111,979	113,455	
普及率(%)	94.3	94.3	94.3	
給水件数(件)	50,950	50,931	50,891	
年間総配水量(m ³)	14,258,329	14,810,385	15,144,154	
年間総有収水量(m ³)	12,112,160	12,279,764	12,470,412	
有収率(%)	84.9	82.9	82.3	
1人1日平均配水量(ℓ)	354	362	366	
1人1日最大配水量(ℓ)	421	404	410	
1日平均配水量(m ³)	39,064	40,576	41,491	
1日最大配水量(m ³)	46,399	45,229	46,524	
管路総延長(m)	818,412	816,894	814,501	
1m ³ 当り	供給単価	218円28銭	216円85銭	215円80銭
	給水原価	210円08銭	206円98銭	207円25銭
	供給利益	8円20銭	9円87銭	8円55銭

※人口、給水人口、給水件数には、東日本大震災に係る避難者を見込む。

◆取水量及び配水量の推移

●滝沢浄水場 (単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	7,663,975	8,102,304	8,436,023
配水量	7,632,890	8,067,661	8,403,732

●東山浄水場 (単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	3,990,269	4,087,717	4,163,958
配水量	3,917,524	4,014,823	3,988,337

●大戸浄水場 (単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	244,894	270,821	271,047
配水量	179,612	204,266	204,933

●会津若松地方広域市町村圏整備組合より受水

(単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	1,780,078	1,747,916	1,755,771
配水量	1,780,078	1,747,916	1,755,771

●河東地区(六軒浄水場及び強清水水道)

(単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	1,419,441	1,307,913	1,330,115
配水量	748,225	775,719	791,381

●合計 (単位：m³)

区分	4年度	3年度	2年度
取水量	15,098,657	15,516,671	15,956,914
配水量	14,258,329	14,810,385	15,144,154

◆水源

(単位：m³)

水源	1日当り取水量
猪苗代湖	36,900
東山ダム	25,336
阿賀川	1,000
渓流水	110
浅井戸	60
合計	63,406

※他に会津若松地方広域市町村圏整備組合から受水(10,900m³/日)

上水道施設

◆滝沢浄水場

- ・面積 69,620.87m²
- ・水源 猪苗代湖
- ・取水量 29,700m³/日
- ・浄水施設 マンガン接触槽 6槽
活性炭接触池 2系列
原水調整池 1池
混和槽 2系列
- ・浄水能力 27,000m³/日
- ・浄水方式 膜ろ過 4系列
- ・配水池 2池 容量7,719m³
- ・送水ポンプ 3台

◆東山浄水場

- ・面積 24,673.12m²
- ・水源 東山ダム

- ・取水量 25,336m³/日
- ・導水・浄水施設
 - 導水管 600 mm ダクタイル鋳鉄管
 - バルブピット鉄筋コンクリート造 1基
 - 水管橋 600 mm 逆三角型ワーレントラス補剛
 - 傾斜板沈澱池 2池
- ・浄水能力 30,000m³/日
- ・浄水方式 急速ろ過 8池
- ・配水池 浄水場内 1池 2,736m³
 子どもの森 1池 7,500m³
 合計容量 10,236m³

- ・送水管 φ50mm～φ600mm 4,984.76 m
- ・配水管 φ20mm～φ700mm 808,742.89 m

◆配水池

13池

◆受水池

2池

◆ポンプ施設

8施設

◆大戸浄水場

- ・面積 1,544.00m²
- ・水源 阿賀川、渓流水（舟子沢水源）
- ・取水量 阿賀川 1,000m³/日
 渓流水 110m³/日
- ・導水・浄水施設
 - 導水管 150mm ダクタイル鋳鉄管
 - 阿賀川取水井～浄水場導水管
 - 塩化ビニール管 100mm ポリエチレン管 75mm
 - 舟子沢～浄水場
- ・浄水能力 1,500m³/日
- ・浄水方式 膜ろ過 4系列
- ・配水池 容量 1,500m³
- ・送水ポンプ 3台

◆六軒浄水場

- ・面積 10,195.00m²
- ・水源 猪苗代湖
- ・取水量 7,200m³/日
- ・浄水施設 沈砂池 2池
 普通沈澱池 5池
- ・浄水能力 4,500m³/日
- ・浄水方式 緩速ろ過 7池
- ・配水池 容量 1,020m³

◆強清水浄水施設

- ・面積 107.56m²
- ・水源 浅井戸
- ・浄水能力 60m³/日
- ・浄水方式 膜ろ過 2系列
- ・配水池 容量 36.8m³
- ・送水ポンプ 2台

◆導・送・配水管

- ・管路総延長 818,412.48 m
- ・導水管 φ50mm～φ700mm 4,684.83 m

水道料金等

◆水道料金（令和元年12月分から適用）

	口径	基本料金（1か月）		水量料金
一	13mm	10	1,496.00円	1m ³ を増すごとに 215.60円
	20	m ³ まで	2,981.00円	
	25		4,477.00円	
般用	40mm		25,289.00円	1m ³ につき 215.60円
	50		37,466.00円	
	75		93,676.00円	
	100		159,511.00円	
	150～		348,612.00円	
浴場及び臨時用	13mm		968.00円	〈浴場用〉 ・1m ³ から200m ³ まで 1m ³ につき 69.30円
	20		2,574.00円	
	25		4,235.00円	
	40		25,289.00円	・200m ³ を超えるもの 1m ³ につき 106.70円
	50		37,466.00円	
	75		93,676.00円	
	100		159,511.00円	
150～		348,612.00円	〈臨時用〉 1m ³ につき 616.00円	

（消費税及び地方消費税を含む。）

◆水道加入金（令和元年10月1日適用）

口径 (mm)	加入金 (円)
13	44,000
20	110,000
25	198,000
40	594,000
50	924,000
75	2,200,000
100	4,400,000
150 以上	11,000,000

（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 給水装置の新設又は改造の申込みの際に、加入金を納めなければならない。

※ 改造する場合の加入金の額は、新旧メーター口径に応じた加入金の差額とする。

◆水道料金の調定及び収入額の推移（単位：千円）

区分	4年度	3年度	2年度
調定額	2,908,119	2,929,031	2,960,091
収入額	2,562,028	2,583,469	2,607,762
収納率 (%)	88.1	88.2	88.1

◆水道料金収入の取り扱い別の推移

区分		4年度	3年度	2年度
窓口納入等	件数	4,063	4,190	4,445
	比率	1.4	1.5	1.6
銀行直納	件数	7,216	7,800	8,177
	比率	2.5	2.7	2.9
口座振替	件数	209,322	209,170	208,366
	比率	73.6	73.9	73.6
コンビニエンスストア	件数	63,957	62,011	61,990
	比率	22.5	21.9	21.9
合計	件数	284,558	283,171	282,978
	比率	100.0	100.0	100.0

予算・決算

◆当初予算（単位：千円）税込

区分	4年度	3年度	2年度
収益的収入	3,251,443	3,208,453	3,275,057
収益的支出	3,020,404	3,046,657	3,089,200
資本的収入	600,959	811,012	729,842
資本的支出	1,775,776	1,796,784	1,774,158

◆決算（単位：千円）税込

区分	3年度	2年度	元年度
収益的収入	3,257,699	3,321,718	3,352,865
収益的支出	2,942,528	3,000,937	3,123,432
資本的収入	673,823	808,116	767,893
資本的支出	1,601,544	1,699,591	1,578,257

簡易水道

◆簡易水道事業の推移

区分	4年度	3年度	2年度
給水人口 (人)	421	439	424
給水件数 (件)	157	158	154
年間総有収水量 (m ³)	44,583	44,931	45,343
管路総延長 (m)	8,437	8,437	7,612

◆簡易水道施設

● 東田面地区

- ・ 水源 湧水
- ・ 配水池 1池

● 下馬渡地区

- ・ 水源 湧水
- ・ 配水池 1池

● 西田面地区

- ・ 水源 湧水
- ・ 配水池 1池

◆当初予算（単位：千円）税込

区分	4年度	3年度	2年度
収益的収入	24,472	19,259	23,276
収益的支出	20,222	17,809	21,826
資本的収入	3,455	194	5,437
資本的支出	7,850	1,750	6,887

※令和2年度より公営企業会計を適用

◆決算（単位：千円）税込

区分	3年度	2年度
収益的収入	19,369	16,188
収益的支出	15,534	14,100
資本的収入	194	4,906
資本的支出	1,450	6,268

※令和2年度より公営企業会計を適用

下水道事業

本市の下水道事業は、雨水と汚水を分離して処理する分流式を採用し、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全並びに住民への清潔で快適な環境づくりを目的として、整備促進及び水洗化の普及向上を図っている。

公共下水道事業

本市は、市街地周辺の地域開発が進むにつれ、都市機能の立ち遅れが目立ち始め、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、まちづくりの根幹事業である公共下水道の整備が必要となった。会津若松処理区は昭和47年度に基本計画を策定し、昭和48年度より全体計画区域2,030ha、事業認可区域510haとして事業に着手した。以来、下水浄化工場の建設を始めとし、汚水管きよの布設等の面的整備を進め、昭和57年7月に供用を開始するに至った。

その後、平成24年度末には事業認可区域の整備率が約82%に達したことから、更に事業の促進を図るため、平成25年度に認可区域の拡大を図り、その対象を1,830haから1,845haへ、更に令和2年度に155haを拡大し認可面積を2,000haとし、計画人口を81,300人から70,350人に変更して、現在整備を進めている。

北会津北部処理区については、認可面積123ha、計画人口3,050人として、平成21年度には面整備が完了した。

また、河東処理区は、平成25年度において、河東工業団地の編入や東長原地区の一部区域の拡大を行い、認可区域を167haから216haとし、計画人口を3,900人から4,100人に変更して、現在整備を進めている。

◆計画の概要

(会津若松処理区)

区分	全体計画	認可計画
計画処理面積 (ha)	2,330	2,000
計画処理人口 (人)	62,560	70,350
計画汚水量(m ³ /日)	34,440	37,330
事業費 (百万円)	92,341	53,061

※ 令和2年度計画見直し後の数値

(北会津北部処理区)

区分	全体計画	認可計画
計画処理面積 (ha)	123	123
計画処理人口 (人)	3,050	3,050
計画汚水量(m ³ /日)	2,320	2,070
事業費 (百万円)	4,666	4,655

※ 平成26年度計画見直し後の数値

(河東処理区)

区分	全体計画	認可計画
計画処理面積 (ha)	216	216
計画処理人口 (人)	4,100	4,100
計画汚水量(m ³ /日)	2,800	2,100
事業費 (百万円)	6,671	6,178

※ 平成25年度計画見直し後の数値

◆下水道の整備状況

(会津若松処理区)

区分	4年度	3年度	2年度	
A 全体計画面積 (ha)	2,330	2,330	2,330	
B 事業認可面積 (ha)	2,000	2,000	2,000	
C 整備済面積 (ha)	1,641.5	1,631.7	1,622.4	
D 整備率	C/A (%)	70.5	70.0	69.6
	C/B (%)	82.1	81.6	81.1

(北会津北部処理区)

区分	4年度	3年度	2年度	
A 全体計画面積 (ha)	123	123	123	
B 事業認可面積 (ha)	123	123	123	
C 整備済面積 (ha)	123	123	123	
D 整備率	C/A (%)	100.0	100.0	100.0
	C/B (%)	100.0	100.0	100.0

(河東処理区)

区分	4年度	3年度	2年度	
A 全体計画面積 (ha)	216	216	216	
B 事業認可面積 (ha)	216	216	216	
C 整備済面積 (ha)	206.2	206.0	205.8	
D 整備率	C/A (%)	95.5	95.4	95.3
	C/B (%)	95.5	95.4	95.3

◆下水道の普及状況 (単位：人)

区分	4年度	3年度	2年度
行政人口・A	113,007	114,639	116,062
処理区域内人口・B	79,753	81,050	81,316
B/A (%)	70.6	70.7	70.1

◆下水道使用料

- ① 上水道の使用水量により算定する
- ② 地下水の使用及び上水道と地下水等を併用して使用している場合は、市が認定した水量による
- ③ 下水道使用料金表 (令和元年10月1日改正・税込)

汚水の種類	基本使用料	超過使用料 (1月につき)	
		汚水量	1m ³ につき
一般汚水	10m ³ まで 1,430円	11m ³ ～20m ³	143.00円
		21m ³ ～30m ³	187.00円
		31m ³ ～50m ³	236.50円
		51m ³ ～100m ³	280.50円
		101m ³ ～200m ³	313.50円
		201m ³ ～500m ³	352.00円
501m ³ ～	363.00円		
浴場汚水		11m ³ ～	62.70円
温泉汚水		11m ³ ～	62.70円

※令和2年12月分より適用

◆下水処理施設

○会津若松処理区の終末処理場である下水浄化工場は、標準活性汚泥法を採用し、昭和54年度に建設工事に着手し、昭和57年7月には供用を開始した。

その後、処理区域の拡大及び水洗化率の向上に伴い、流入量が増加し、設備の増設を図った。

敷地面積 7.3ha
 排除方式 分流式
 処理方式 標準活性汚泥法
 処理能力 31,700m³/日 (日最大)
 放流先 阿賀川 (一級河川)
 汚泥処理方式 嫌気性消化、遠心脱水方式

○北会津北部処理区については、北会津北部浄化センターで下水を処理している。

敷地面積 約1.3ha
 排除方式 分流式
 処理方式 オキシゲーションディッチ法
 処理能力 1,600m³/日 (日最大)
 放流先 宮川 (一級河川)

○河東処理区については、河東浄化センターで下水を処理している。

敷地面積 約1.8ha
 排除方式 分流式
 処理方式 嫌気・好気ろ床法
 処理能力 2,100m³/日 (日最大)
 放流先 瀬川 (一級河川)

◆下水道普及促進対策

下水道の普及促進対策としては、水洗化に伴う融資あっせん、下水道協力員制度の導入、各種啓発活動、私道の下水道整備を主体として実施している。

●水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道処理区域内において、自宅の既設便所等を水洗化に改造するための工事を行う者に対し、市が改造工事に要する資金の融資をあっせんし、水洗化の促進を図っている。借り主は金融機関に対して連帯保証人を要しない。

- あっせん限度額 100万円 (一般住宅)
- 償還回数 80ヶ月以内
- 貸付利息 全額市が負担
- あっせんの条件 (全ての項目に該当すること)
 - ① 個人を対象にし、新築工事を除く。
 - ② 原則として供用開始から3年以内に行う工事であること。※申請書に3年以内に工事できなかった理由を記載することで利用可能。
 - ③ 便所及び台所・風呂等の雑排水を同時に接続する工事であること。
 - ④ 納期が到来した市税、水道料金及び下水道事業受益者負担金等を完納していること。
 - ⑤ 市に対して、市内に居住し独立した生計を営み、市税等を完納し、弁済の資力を有する連帯保証人が1名必要。
 - ⑥ 暴力団員でないこと。

○融資状況

区分	4年度	3年度	2年度
融資件数 (件)	7	22	31
融資金額 (千円)	7,270	24,970	27,260

● 下水道協力員制度の導入

水洗化の普及促進を図るため下水道協力員制度を導入し、現在3名の協力員によって処理区域内の未水洗化世帯などを戸別訪問し、未水洗化の理由調査と早期利用促進を進めている。

● 各種啓発活動の実施

FMあいづによるPRをはじめ、広報誌や市ホームページへの掲載、工事の説明会にあわせての水洗化への説明及び9月10日の「下水道の日」

にあわせてのPRをしている。さらに、イベント等においても啓発活動を実施している。

● 私道に対する下水道整備

下水道処理区域内における下水道未整備私道については、会津若松市私道対策下水道工事施行要綱に基づき整備している。

○条件

- ① 建築基準法第42条第1項に規定する道路（位置指定道路や開発道路等）であること。
または、道路の全域の地目が公衆用道路として登記されていること
- ② 道路幅員が1.5m以上で、支障なく下水道工事ができること
- ③ 一端が、下水道が整備済または整備中の道路に接続していること
- ④ 公道に面していない家屋が2戸（棟）以上であり、かつ、全戸が接続予定者であること
- ⑤ 工事の完成後、6ヶ月以内に下水道に接続すること
- ⑥ 私道の所有者が下水道の布設を承諾していること

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水事業を行っている。

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備を行い、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的とし、平成27年度をもって7地区の整備が完了した。

- ・湊町赤井地区 供用開始 平成11年4月
- ・湊町共和地区 // 平成11年4月
- ・高野町界沢地区 // 平成12年4月
- ・北会津町宮木地区 // 平成9年7月
- ・北会津町上米塚地区 // 平成10年7月
- ・北会津町下荒井地区 // 平成13年7月
- ・北会津町北会津西部地区 // 平成19年3月

◆整備状況 (令和4年度)

区分	処理区域人口(人) A	処理区域内人口(人) B	整備率(%) B/A
赤井地区	167	167	100
共和地区	399	399	100

界沢地区	246	246	100
宮木地区	148	148	100
上米塚地区	206	206	100
下荒井地区	901	901	100
北会津西部地区	2,101	2,101	100

◆福島県猪苗代湖条例施行に伴う高度処理化

共和地区浄化センターについては、放流水が、水質汚濁防止法で磷（りん）の規制（日間平均8mg/l）がある猪苗代湖に流入するため、磷（りん）の除去能力が、放流水の磷（りん）含有量3mg/l以下と他の地区の浄化センターと比較すると高度処理化されている。

しかし、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例が平成14年3月に公布され、平成19年4月から磷（りん）が1mg/l以下の基準に上乘せ規制されたため、猪苗代湖流域である赤井地区浄化センターを含めて、さらに高度処理化を図り、磷（りん）1mg/l以下を達成させた。

なお、窒素の横出し規制値20mg/l以下の基準は、両地区ともすでに達成されている。

◆普及状況

区分	A 処理区域内 人口(人)	B 水洗化 人口(人)	B/A (%)	
令和4年度	赤井	167	165	98.8
	共和	399	379	95.0
	界沢	246	230	93.5
	宮木	148	136	91.9
	上米塚	206	173	84.0
	下荒井	901	670	74.4
	北会津西部	2,101	1,281	61.0
合計	4,168	3,034	72.8	
令和3年度	赤井	169	167	98.8
	共和	417	395	94.7
	界沢	253	238	94.1
	宮木	151	140	92.7
	上米塚	223	184	82.5
	下荒井	922	672	72.9
	北会津西部	2,126	1,244	58.5
合計	4,261	3,040	71.3	

令和2年度	赤井	176	174	98.9
	共和	415	390	94.0
	界沢	264	247	93.6
	宮木	156	145	92.9
	上米塚	226	185	81.9
	下荒井	936	675	72.1
	北会津西部	2,164	1,258	58.1
	合計	4,337	3,074	70.9

◆下水処理施設

○赤井浄化センター

敷地面積 1,342㎡
 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式
 計画汚水量 102㎡/日
 放流先 赤井川→猪苗代湖

○共和浄化センター

敷地面積 2,000㎡
 処理方式 回分式活性汚泥方式
 計画汚水量 243㎡/日
 放流先 赤井川→猪苗代湖

○界沢浄化センター

敷地面積 1,020㎡
 処理方式 沈殿分離槽前置型接触ばっ気方式
 計画汚水量 110㎡/日
 放流先 湯川→阿賀川

○宮木浄化センター

敷地面積 1,000㎡
 処理方式 接触ばっ気方式
 計画汚水量 62㎡/日
 放流先 宮川

○上米塚浄化センター

敷地面積 1,012㎡
 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式
 計画汚水量 102㎡/日
 放流先 宮川

○下荒井浄化センター

敷地面積 2,899㎡
 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式
 計画汚水量 766㎡/日
 放流先 宮川

○北会津西部浄化センター

敷地面積 2,999㎡
 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式
 計画汚水量 864㎡/日
 放流先 宮川

個別生活排水事業

◆事業の概要と事業実施の背景

個別生活排水事業とは、市が浄化槽本体を各戸に戸別に設置、維持管理し、使用者からは、公共下水道や農業集落排水事業同様、汚水を排除した量に応じた使用料を徴収する事業、すなわち生活排水を個別処理する方式である。

市では、平成13年度に下水道整備基本構想の見直しを行い、従来、公共下水道全体計画区域、農業集落排水事業整備計画区域または浄化槽設置整備事業の対象としてきた区域のうち、環境省所管の特定地域生活排水処理事業の対象となる区域（山村振興法による振興山村の区域であって、公共下水道の全体計画区域及び農業集落排水事業の処理区域を除いた区域）を処理区域として、平成14年度から個別生活排水事業として事業を開始した。

さらに、平成15年4月30日に福島県知事より「生活排水対策重点地域」の指定を受け、個別生活排水事業の処理区域の拡大を行った。

これにより、公共下水道の全体計画区域及び農業集落排水事業の処理区域以外の区域については、原則、個別生活排水事業で整備をすることとなった。

◆事業の対象区域と事業内容

事業の対象となる区域は次の表のとおり。

東山地区	市街化区域以外の区域
大戸地区	市街化区域以外の区域
湊地区	農業集落排水事業の処理区域以外の区域
高野地区	農業集落排水事業の処理区域以外の区域
町北地区	市街化区域以外の区域
神指地区	市街化区域以外の区域
門田地区	市街化区域及び会津総合運動公園以外の区域
一箕地区	市街化区域、会津若松市公設地方卸売市場以外の区域
その他の区域	柳原町三丁目、柳原町四丁目及び花見ヶ丘三丁目のうち市街化区域以外の区域
北会津地区	市街化区域以外の区域、農業集落排水事業の処理区域以外の区域
河東地区	市街化区域とその周辺を含む公共下水道事業計画以外の区域

北会津地区、河東地区を含む約 4,300 世帯が対象となる。県条例によって新たに窒素・リンの排出規制がある猪苗代湖流域はもちろんのこと、それ以外にあっても、すべてについて窒素除去型の高度処理型浄化槽を設置する。

処理区域内において既に浄化槽が設置されている場合にあつては、市への無償譲渡（寄付）を条件として、市が維持管理する個別生活排水事業の処理施設として位置付ける。

宅内排水設備工事の実施の際には、公共下水道や農業集落排水事業同様、水洗便所改造資金融資あっせん制度を活用できる。

◆個別処理への移行のメリット

従来から、個別処理である浄化槽については、その維持管理が浄化槽管理者である個人まかせであったため、浄化槽管理者によっては、保守点検、清掃または法定検査受検を怠るなどした結果、浄化槽の機能が十分に発揮できないといったデメリットもあった。しかし、この事業は市が浄化槽管理者として総合して維持管理を行うため、そのデメリットも克服されることになる。

集落単位で整備を進めれば、汚水の集合処理ならぬ面的処理をすることになる。また、従来の集合処理と比較すると、事業実施と同時に効果がすぐに現れること、「下流から整備の原則」がなく必要なときに必要な場所で整備できることといったメリットがある。

◆整備状況

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
設置基数(基)	26	29	31
累計	1,119	1,093	1,064

予算・決算

◆当初予算

(単位：千円) 税込

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
収益的収入	3,594,527	3,645,106	3,684,607
収益的支出	3,423,613	3,495,367	3,546,643
資本的収入	1,682,382	1,483,319	1,184,934
資本的支出	3,065,355	2,842,324	2,537,543

※令和 2 年度より公営企業会計を適用

◆決算

(単位：千円) 税込

区 分	3 年度	2 年度
収益的収入	3,645,806	3,671,587
収益的支出	3,420,182	3,479,535
資本的収入	1,599,269	987,919
資本的支出	2,958,932	2,261,696

※令和 2 年度より公営企業会計を適用

浄化槽設置整備事業（一般会計）

河川等の水質汚濁の主な原因が、各家庭からの生活排水にあることから、積極的な発生源対策を推進するため、平成 5 年度より浄化槽を設置する場合に補助金を交付している。

◆補助の対象となる地域

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業の処理区域、農業集落排水事業採択区域及び個別生活排水事業の処理区域を除いた全市域を対象とする。

なお、平成 15 年度に「生活排水対策重点地域」の県知事指定を受けたことに伴い、下水道事業認可区域内であっても、下水道の整備が概ね 7 年以上見込まれない区域についても対象となった。

◆補助対象の要件

- ① 10 人槽以下の浄化槽
- ② 住宅及び店舗、事務所等で、日常的に居住又は事業の用に供する建物

◆補助基数及び補助額（上限額）

改築で既存の単独処理浄化槽と汲取り便所を廃止し浄化槽を設置する場合

(ただし、浄化槽を使用する建物が専用住宅もしくは併用住宅で延べ床面積の 1/2 以上が住宅用途であること)

5 人槽	352,000 円
7 人槽	441,000 円
10 人槽	588,000 円
新築住宅(建替含む)及び住宅以外の建物の場合	
5 人槽	176,000 円
7 人槽	220,000 円
10 人槽	294,000 円

◆補助金交付状況

区分	4年度	3年度	2年度
基数(基)	16	9	24
市補助金(千円)	2,083	1,120	3,315
国補助金(千円)	1,100	626	2,022
県補助金(千円)	117	147	806

